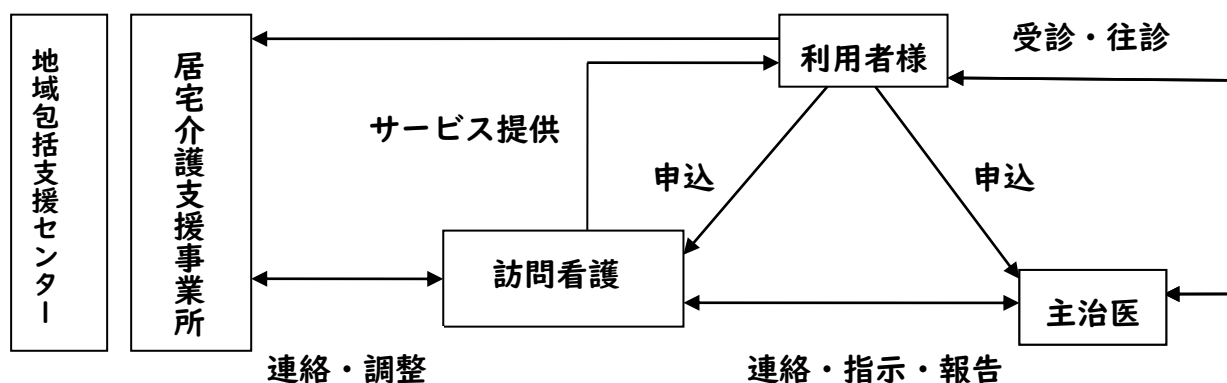


訪問看護サービスのご案内

(重要事項説明書)

生駒メディカルセンター
北訪問看護ステーション

1 訪問看護のお申込からサービス開始まで



訪問看護は、看護師などがお住まいを訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネージャーにご相談ください。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2 事業の目的および運営の方針

【事業の目的】

一般財団法人生駒メディカルセンターが開設する一般財団法人生駒メディカルセンター訪問看護ステーションが行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師等が、要介護状態、要支援状態、又は家庭において継続し医療を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた方に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

【運営の方針】

- (1) ステーションは、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
- (2) ステーションは事業の実施に当たって、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 提供するサービスの内容

- ・ 訪問看護計画の作成
- ・ 病状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥創や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

4 営業日時のご案内

- 営業日：月曜日から金曜日まで
- 休日：土・日・祝祭日 および 年末年始（12/29～1/3）
- 営業時間：午前9時から午後5時まで

5 ご利用料金など

	介護保険		医療保険 (後期高齢者医療・健康保険)
	介護予防サービス	居宅サービス	
対象者	介護保険の被保険者で、要支援1,2の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方	介護保険の被保険者で、要介護状態の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない(非該当)の方 ② 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方(がん末期、急性増悪期など)
	30分未満 451単位(4,699円) 30分～1時間未満 794単位(8,273円) 1時間～1時間半まで 1,090単位 (11,357円)	30分未満 471単位(4,907円) 30分～1時間未満 823単位(8,575円) 1時間～1時間半まで 1,128単位 (11,753円)	【訪問看護基本療養費】 ・訪問1日につき 週3日まで 5,550円 4日目以降 6,550円 外泊中 8,500円 ※緩和ケア,褥瘡ケア,人工肛門ケアまたは人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による場合 12,850円
	夜間：午後6時～10時 早朝：午前6～8時	※平常の1.25倍	・難病等複数回訪問加算 1日2回訪問 4,500円 3回以上 8,000円
	深夜：午後10時～午前6時 ※平常の1.5倍		・乳幼児加算(6歳未満) 1日につき 1,400円

	<ul style="list-style-type: none"> サービス体制強化加算 訪問 1 回につき 6 単位 (62 円) 	(準)超重症児、厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の方 1,800 円
	<ul style="list-style-type: none"> 看護体制強化加算 100 単位/月 (1,042 円) 	<ul style="list-style-type: none"> 看護体制強化加算 (算定要件により異なる) (I)550 単位/月 (5,731 円) (II)200 単位/月 (2,084 円)
	<ul style="list-style-type: none"> 複数名訪問加算 (2 人以上の看護師による訪問) 30 分未満 (訪問 1 回につき) 254 単位 (2,646 円) 30 分以上 (訪問 1 回につき) 402 単位 (4,188 円) 	<ul style="list-style-type: none"> 複数名訪問看護加算 (2 人以上の看護師による訪問) 4,500 円 長時間訪問看護加算 5,200 円/週 1 回まで
	<ul style="list-style-type: none"> 長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分を超える訪問の場合) ※特別管理加算算定の方のみ 訪問 1 回につき 300 単位 (3,126 円) 専門管理加算 250 単位/月 (2,605 円) 緊急時訪問看護加算 574 単位/月 (5,981 円) 特別管理加算 (管理内容により異なる) (I) 500 単位/月 (5,210 円) (II) 250 単位/月 (2,605 円) 退院時共同指導加算 600 単位/回 (6,252 円) 月 2 回まで 初回加算 (I) 退院当日訪問 350 単位/月 (3,647 円) (II) 300 単位/月 (3,126 円) 	<ul style="list-style-type: none"> 15 歳未満で (準) 超重症児 特別管理加算算定の方/週 3 回まで 緊急訪問看護加算 2,650 円 夜間・早朝訪問看護加算 2,100 円 深夜訪問看護加算 4,200 円 【訪問看護管理療養費】 ・月の初日 7,710 円 2 日目以降 3,010 円 訪問看護物価対応料 I 月の初日の訪問の場合 60 円 月の 2 日目以降の場合 20 円 24 時間対応体制加算 6,520 円/月 特別管理加算 (管理内容により異なる) 2,500 円 または 5,000 円/月 退院時共同指導加算 8,000 円/月 2 回まで 特別管理指導加算 2,000 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護職員連携強化加算 250 単位/月(2,605 円) ・介護職員等処遇改善加算 1ヶ月の単位数の総計に1.8%を乗じた額 	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援指導加算 6,000 円 90 分を超えた時 8,400 円 ・在宅患者連携指導加算 3,000 円/月 ・在宅患者緊急時等カンファレンス加算 2,000 円/月 2 回まで ・看護・介護職員連携強化加算 2,500 円/月 ・情報提供療養費（同意を得られた場合） 1,500 円/月 ・訪問看護遠隔診療補助料 2,650 円/月 ・訪問看護医療情報連携加算 1,000 円/月 ・訪問看護医療 DX 情報活用加算（マイナンバーカードで資格確認した場合） 50 円/月
	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケア加算 2,500 単位 (26,050 円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケア療養費 (1) 25,000 円/月 (2) 10,000 円/月
ご負担額	() 内の金額（単価単位数に10.42を乗じた額）の1割、2割または3割負担	後期高齢者医療 健康保険 該当保険の自己負担割合分 ※高額医療対象
		<ul style="list-style-type: none"> ・交通費 市内 300 円 市外 500 円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゼルケア（死後の処置）10,000 円 ・紙おむつ等その他物品……実費相当分 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゼルケア（死後の処置）10,000 円 ・紙おむつ等その他物品……実費相当分 (特別の訪問看護) ● 2 時間を超える訪問看護 (30 分毎) 1,500 円 ● 時間外・休日料金(30 分毎) 営業日 2,000 円 休業日 3,000 円

※ 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

6 ご利用にあたってのお願い

- マイナ保険証又は資格確認証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- 事業所の都合により訪問の予定変更が発生した場合は、必ず事前にご連絡いたします。
- 訪問看護職員は、利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預り等は行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

7 緊急時等における対応方法

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。また、主治医に連絡が困難な場合は、不在時の対応法に基づいて必要な処置を講じます。

看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者、及び主治医に報告いたします。

8 苦情のご相談は

事業所窓口	担当者	管理者または担当者
	相談時間	9時～17時
	電話番号	0743-71-1150
苦情受付機関	生駒市役所 福祉健康部介護保険課	0743-74-1111
	奈良県国民健康保険 団体連合会	0744-29-8311

9 訪問看護ステーションの従業者

- 管理者 長尾 三和子
- 看護師 非常勤3名
- 事務職員 非常勤1名

10 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる

ものとしします。

○虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

○利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

○その他、虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の

家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者

を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとしします。

11 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービス提供を中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶ或いは大声を出すなど)

12 非常災害対策について

- (1) 気象庁による警報発令時、又は大雨・強風・積雪などの悪天候、自然災害により、サービスの提供が著しく危険であると事業所が判断した場合、サービス提供を中止、又は曜日や時間変更をお願いする場合があります。
- (2) 当事業所が自然災害や感染症等の影響で一時的に休業することになった際は、主治医の指示のもと、連携している訪問看護ステーションにより訪問看護を代行して行います。

13 訪問看護ステーションの沿革

- ・平成11年1月20日老人保健法及び健康保険法に基づく指定を受ける。
奈良県指定第0390470号
- ・平成12年4月1日介護保険法に基づく居宅サービス事業者指定を受ける。
奈良県指定第2960390470号
- ・平成18年4月1日介護保険法に基づく介護予防サービス事業者指定を受ける。
奈良県指定第2960390470号

14 サービス提供地域

生駒市及び奈良市、四條畷市、精華町

15 事業者概要

事業者	一般財団法人生駒メディカルセンター
事業所の名称	北訪問看護ステーション
代表者氏名	理事長 萩原 洋司
指定番号	2960390470
事業所の住所	生駒市あすか野北2丁目12番13号
電話番号	営業時間内 0743-71-1150 夜間：休日 090-9984-4146

16 サービス提供に関する記録の保存期間

契約終了時点より5年間

当事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、「訪問看護サービスのご案内(重要事項説明書)」に基づいて利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

一般財団法人生駒メディカルセンター 北訪問看護ステーション

説明者 氏名 印

私は、サービス内容及び重要事項について「訪問看護サービスのご案内(重要事項説明書)」に基づいて事業者から説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

上記代理人 住所
氏名 印